



PSE Newsletter

新年、明けましておめでとうございます。

本年も皆様の会社の繁栄のため、職員一丸となってサポートさせていただきますので宜しくお願い致します。さて、本年より月に一度、皆様に知っていただきたい情報をこのようなかたちで発信していきたいと思っております。第1回目は、税制改正大綱の中でも話題の一つ『インボイス制度』についてです。知っておかないと損をする場合がありますので、ご注意ください。

【制度の概要】

免税事業者の仕入先あるいは外注先等へ支払いをした際、消費税の仕入税額控除ができない。ただし令和5年10月から3年間はその仕入にかかる消費税の80%の控除ができることとする。また、その免税事業者が自ら課税事業者となった場合は、全額仕入税額控除できる。

(例)あなたの会社が売上高660万円(税込)に対し、免税事業者である外注費330万円(税込)を支払った場合。
(下記いずれの場合も外注先の納付額は0円となる)

原則論



あなたの会社

売上にかかる消費税
600,000円

—

外注にかかる消費税
0円

=

納付税額
600,000円

経過措置3年間



あなたの会社

売上にかかる消費税
600,000円

—

外注にかかる消費税
240,000円

=

納付税額
360,000円

※上記外注先が課税事業者を選択し、消費税の納付をおこなった場合。



あなたの会社

売上にかかる消費税
600,000円

—

外注にかかる消費税
300,000円

=

納付税額
300,000円

【令和5年税制改正大綱案】

免税事業者が課税事業者を選択し、消費税の納付をおこなう場合、経過措置として3年間売上税額の20%を納付することが選択できることとなる。

原則論

外注先が納付すべき消費税 売上高300万円に対する消費税 300,000円

特例措置

外注先が納付すべき消費税 売上高300万円に対する消費税 300,000円×20%=60,000円

以上のような内容となりますので、ご注意ください。